

10 司法研究科

10.1 理念・目的・教育目標

【評価項目 0-0-1】 理念・目的等

(必須要素) 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

(必須要素) 大学院研究科の理念・目的・教育目標とその達成状況

<開設時に設定した目標>

1. 多様化する広範な法の領域に対応しうる基礎的な知識や特化した専門分野の高度な知識を身につける。
2. 問題に対して高度な法的分析により考察する力＝「理論」と、具体的に行動し解決する力＝「実務」の融合を図る。
3. 徹底した少人数教育、多彩な科目群、英語での講義、等により、個々の目標や活動のフィールドに応じた、多様なニーズに対応できるレベルの高い学習システムを提供する。

(現状の説明)

司法研究科は、法曹三者という高度専門職業人の養成に特化した専門職大学院（法科大学院）として、専門的な知識を習得するとともに、豊かな人間性や責任感、高度な倫理観を養い、社会に貢献しうる法曹を養成することにより、21世紀の法曹界を支えていくことを理念とする。

この理念のもと、本研究科で養成する法曹像を「企業法務に強い法曹」「国際的に活躍できる法曹」および「人権感覚豊かな市民法曹」の3つとする。この3つの法実務のいずれの分野においても、一般的に要求される法曹としての基本的能力や資質を十分に養成しつつ、法的問題の多様化・専門化・国際化に確実に対応できる能力を持ち、その様々な局面や過程において、スクールモットーである“Mastery for Service”を体現し、社会に貢献しうる法曹を育成することを目的とする。

この目的を実現していくための教育目標として、上の3つを掲げる。

(点検・評価の結果)

理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性については、専門職大学院である法科大学院の設置にあたり、2004年度開設の際、設置趣旨につき十分な議論を経た上で文部科学省に設置申請したものであり、適切であると考えている。

また、理念・目的・教育目標とその達成状況については、2004年度に開設したばかりでまだ修了者を出しておらず、もうしばらく評価は待たなければならないが、日々、理念・目的・教育目標に向けて努力し、順調に実行できている。

(改善の具体的方策)

現在の努力を継続しつつ、絶えずその進捗状況を精査することを制度的に確立する。